

## ◎裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

(令和四年四月二二日法律第三一号)

### 一、提案理由 (令和四年三月二日・衆議院法務委員会)

○古川国務大臣

…………… (略) ……………

続いて、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和する必要があることから、育児休業を原則二回まで取得可能とすることに加え、子の出生後五十七日間以内に育児休業を二回まで取得可能とするものであります。

以上が、両法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

### 二、衆議院法務委員長報告 (令和四年三月一〇日)

○鈴木馨祐君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は、裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするものであります。

両案は、去る三月一日本委員会に付託され、翌二日古川法務大臣から趣旨の説明を聴取し、四日質疑に入りました。昨九日、質疑を終局し、討論、採決の結果、裁判所職員定員法改正案は賛成多数をもって、また、裁判官育児休業法改正案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院法務委員長報告 (令和四年四月一五日)

○矢倉克夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は、裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括として議題とし、裁判所職員の定員の在り方、家事事件数の増加に伴う人的体制整備の必要性、裁判官の勤務実態を把握する必要性、裁判所における育児休業取得の現状と今後の取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し山添委員、沖縄の風を代表し高良委員より、それぞれ裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に反対、裁判

官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は多数をもって、裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告いたします。